

(事業者認定申請書(継続)の様式)

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

平成 年 月 日

前橋国有林森林整備協会長 殿

申 郵 便 番 号 〒

所 在 地

請 名 称

者 代 表 者

㊞

貴協会の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数、(組合員数)、主な業種：
創業： 業種：
従業員：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：(別紙1)
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマス取扱実績量
(別紙2)
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別紙3)
- 5 分別管理及び書類管理の方針：(別添1)
- 6 その他(注)：
- 7 連絡先： TEL： FAX：
mail： URL：
注：その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい。

別紙1(今後3ヶ年見通し数量)

1 取り扱う木材の主要品目

2 年間取扱数量

区 分		取 扱 数 量 m3	備 考
素材生産	主 伐		3ヶ年平均数量
	間 伐		
	計		

別紙2(過去3年間の実績量)

3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

	平成 年度			平成 年度			平成 年度		
	取扱総量	証明された総量	内バイオ燃料	取扱総量	証明された総量	内バイオ燃料	取扱総量	証明された総量	内バイオ燃料
素材生産									
素材流通									
チップ									
製材									
合板									
集成材									
木材加工									
ボード類									
集成材									
集成材									
その他 ()									
その他									
製材									
合板等									
木材流通									
集成材									
その他 ()									
その他 ()									
その他 ()									
自家用									
計									

(注)1 取扱量は全てm3に換算して記載して下さい。

2 木材チップ丸太換算率 針葉樹:1t=2.2m3 広葉樹:1t=1.7m3 燃料材丸太換算率 炭:1t=7.4m3

3 取扱量は全ての数量を記載。

別紙3 (建物及び施設配置図)

4 事業所の敷地、建物及び施設(土場・倉庫等)の配置状況

(別添1)

分別管理及び書類管理方針書

()
平成 年 月 日 作成

本方針書は、前橋国有林森林整備協会が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成26年4月7日)」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「合法性ガイドライン」という。)に基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)、間伐材チップの確認のためのガイドライン(以下「間伐材ガイドライン」という。)に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下「発電利用ガイドライン」という。)に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当 において、原木等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任もって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 原木等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上